

学校法人松本歯科大学役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人松本歯科大学の管理運営に携わる役員等の待遇に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員会)

第2条 役員等に対する報酬及び手当等の支給の基準については、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(役員等)

第3条 この規程で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 「役員」学校法人松本歯科大学寄附行為第5条に定める理事及び監事
- (2) 「評議員」学校法人松本歯科大学寄附行為第5条に定める評議員
- (3) 「会計監査人」学校法人松本歯科大学寄附行為第5条に定める会計監査人
- (4) 「顧問」学校法人松本歯科大学寄附行為施行細則第12条に定める顧問
- (5) 「常勤の役員等」法人における勤務が本務である役員等
- (6) 「非常勤の役員等」常勤の役員以外の役員等
- (7) その他理事会において特別に認められた者

(報酬)

第4条 役員等には、報酬を支給する。

- 2 報酬の支払いについては、就任した月から退任又は在任中死亡した日の属する月まで支給する。

(報酬の額)

第5条 常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第1号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬の額は、別表第2号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(手当)

第6条 役員等には、報酬のほか手当を支給する。

(手当の額)

第7条 役員等に対する手当の額は、別表第3号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(費用)

第8条 役員等には、別に定める学校法人松本歯科大学役員等旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

第9条 常勤の役員等（職員が理事を兼ねる場合を除く。）には、理事会の議を経て、期末手当を支給することができる。

2 期末手当の額は、評議員会の意見を聴いた上で、その都度理事会で決定する。

第10条 役員には、理事会の議を経て、退任慰労金を支給することができる。

2 退任慰労金の額は、評議員会の意見を聴いた上で、その都度理事会で決定する。

（改訂）

第11条 報酬及び手当等の改訂については、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議によって決定する。

（支払方法）

第12条 役員等に対する報酬及び手当等の支払方法は、学校法人松本歯科大学給与規程を準用する。

（雑則）

第13条 この基準に定めのない事項で疑義が生じたときは、評議員会の意見を聴いた上で、理事会で協議決定する。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決による。

附 則

この規程は、1996年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、2000年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2007年8月30日から施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表第 1 号（第 5 条第 1 項関係）

役職名	報酬の額（月額）
理 事 長	300,000 円
常務理事	200,000 円
理 事	120,000 円
監 事	140,000 円

別表第 2 号（第 5 条第 2 項関係）

役職名	報酬の額（月額）
理 事	100,000 円
監 事	120,000 円
評議員	無報酬
会計監査人	無報酬

（監査契約に基づく報酬として別途支払う）

別表第 3 号（第 7 条関係）

非常勤の役員等	手当の額
理 事	理事会等の出席日数、法人業務のための勤務 1 日につき 30,000 円
監 事	理事会等の出席日数、法人業務のための勤務 1 日につき 30,000 円
評議員	評議員会等の出席日数、法人業務のための勤務 1 日につき 30,000 円
顧 問	理事会等の出席日数、法人業務のための勤務 1 日につき 30,000 円